

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、町民の森の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域環境保全のための森林を整備し、森林の持つ多面的機能や自然環境保全などに対する意識の高揚を図るとともに、町民の保健・休養に資するための場として町民の森を設置する。

(名称及び位置)

第3条 町民の森の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 御代田町町民の森

位置 御代田町大字塩野375番地719 同所同番地722 同所同番地723

(指定管理者による管理の代行等)

第4条 町長は、町民の森の管理を、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に町民の森の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 施設の維持保全に関すること。

(2) その他管理に関し町長が必要と認める事項

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が町民の森の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定は妨げない。

(補則)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。